

米軍基地関係特別委員会記録
<第5号>

令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）閉会中

令和3年9月9日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第5号>

開会の日時

年月日 令和3年9月9日 木曜日
開 会 午後2時14分
散 会 午後2時26分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 米軍MV22B オスプレイからの部品落下事故に関する意見書及び同抗議決議の提出について
- 2 普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書及び同抗議決議の提出について

出 席 委 員

委 員 長	照 屋 守 之 君
副 委 員 長	照 屋 大 河 君
委 員	小 渡 良 太 郎 君
委 員	仲 里 全 孝 君
委 員	仲 村 家 治 君
委 員	又 吉 清 義 君
委 員	山 里 将 雄 君
委 員	瀬 長 美 佐 雄 君
委 員	仲 村 未 央 さん

委員 新垣光栄君
委員 仲宗根 悟君
委員 金城 勉君
委員 當間盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

比嘉瑞己君

○照屋守之委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

米軍MV22Bオスプレイからの部品落下事故に関する意見書及び同抗議決議の提出について及び普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書及び同抗議決議の提出についてを議題といたします。

ただいまの意見書及び抗議決議の提出等については、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、2件の意見書及び抗議決議の提出の可否、文案及び提案方法等について協議した結果、意見書及び抗議決議を提出する。提出者は本委員会の全員とし、提案理由説明者は委員長とする。要請方法として県外は文書送付、県内は直接要請とする。議長に対して早急に議決すること及び関係要路に要請するため本委員会の委員を派遣するよう申し入れることで意見の一致を見た。)

○照屋守之委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

米軍MV22Bオスプレイからの部品落下事故に関する意見書及び同抗議決議の提出について及び普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書及び同抗議決議の提出については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとお

り決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○照屋守之委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 照 屋 守 之